

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	水道用液体かせいソーダ(庭窪浄水場ほか1か所) 4月～5月 概算買入	30:工業薬品	網干産業(株)	19,945,440	平成30年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項	緊急の必要による	適用
2	水道用液体かせいソーダ(柴島浄水場)4月～5月 概算買入	30:工業薬品	岡畑産業(株)	19,698,120	平成30年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項	緊急の必要による	適用
3	業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組 織一式 借入	158:情報処理用機 器	(株)日立製作所	497,221,208	平成30年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
4	平成30年度1万分1精度地図データほか2点 借入	158:情報処理用機 器	(株)昭文社	2,592,000	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	平成30年度2500分1精度地図データ 借入	158:情報処理用機 器	(株)ゼンリン	15,303,168	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
6	はしご車分解整備(1)	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	19,764,000	平成30年5月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
7	水道用液体かせいソーダ(柴島浄水場)6月～8月 概算買入	30:工業薬品	岡畑産業(株)	38,502,000	平成30年6月8日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項	緊急の必要による	適用
8	水道用液体かせいソーダ(庭窪浄水場ほか1か所) 6月～8月 概算買入	30:工業薬品	網干産業(株)	47,196,000	平成30年6月8日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項	緊急の必要による	適用

随意契約理由書

1 案件名称

水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場 ほか1か所）4月～5月 概算買入

2 契約の相手方

網干産業(株)

3 随意契約理由

浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っている。

そのうち、庭窪浄水場及び豊野浄水場で使用する平成30年度上半期分の水道用液体かせいソーダにおいては、平成29年12月22日に公示、平成30年3月1日に一般競争入札を執行したが、すべての入札が予定価格超過となり、不調となった。

当該薬品は浄水処理過程に必要不可欠なものであり、安定した給水を維持するためには、一日も欠かすことができないことから、早急に調達を行う必要がある。

よって直ちに入札手続きをするとともに、入札事務処理に必要な期間である4月～5月分については緊急的に随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場
電話番号 072-823-2321

随意契約理由書

1 案件名称

水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場）4月～5月 概算買入

2 契約の相手方

岡畑産業（株）

3 随意契約理由

浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っている。

そのうち、柴島浄水場で使用する平成30年度上半期分の水道用液体かせいソーダにおいては、平成29年12月22日に公示、平成30年3月1日に一般競争入札を執行したが、すべての入札が予定価格超過となり、不調となった。

当該薬品は浄水処理過程に必要不可欠なものであり、安定した給水を維持するためには、一日も欠かすことができないことから、早急に調達を行う必要がある。

よって直ちに入札手続きをするとともに、入札事務処理に必要な期間である4月～5月分については緊急的に随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場

電話番号 06-6815-2373

3

随意契約理由書

1 案件名称

業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

大阪市情報通信ネットワーク内で稼動している業務系ネットワーク、庁内情報ネットワーク、基盤間連携ネットワークそれぞれで使用する機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により、その評価を行った結果、株式会社日立製作所関西支社と契約を締結し、業務系ネットワーク用機器については平成 8 年 12 月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成 14 年 2 月から、それぞれ借入を開始している。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、特に、職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等による機器の追加・撤去・交換等に柔軟に対応することが必須となっており、リースによる契約では、機器の撤去・交換に伴う契約変更の際に違約金が発生することから、レンタル契約を選択している。

平成 30 年度においても、引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものである。大阪市情報通信ネットワークを安定稼働させるためには、障害時における迅速な対応が必要となるため、既存機器を熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要がある。万が一、本庁舎、ATC、区役所等の各庁舎といった主要拠点に設置しているネットワーク用機器を総入れ替えする必要があり、それに伴う機器の環境設定やソフトウェアのインストール、動作確認テスト等といったネットワークの再構築が必要となり、その結果、長期間にわたってネットワークが停止することになる等、本市の各業務に重大な支障をきたすことになる。

また、増設機器についても、既設機器を含めた設計・検証等が必要になるため、大阪市情報通信ネットワークを熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要がある。万が一、ネットワーク保守業者が保守可能な機器を借入しなければ、ネットワークの安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との接続確認、動作確認テスト等の作業が膨大となる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者の製品を引続き借入する必要があり、本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

ICT 戦略室 活用推進担当（電話番号 06-6543-7117）

4

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 1 万分 1 精度地図データほか 2 点 借入

2 契約の相手方

株式会社昭文社

3 随意契約理由

本案件は市民からの 119 番通報があった際に、災害現場に最も早く到着する消防隊や救急隊を出動させるための基礎となるものであり、消防隊や救急隊が緊急出場する際の走行ルートや消火栓を決定するための地図として利用されているものである。

そのための要件として、主要道路や交差点名称、ガソリンスタンドなどの目標物が記載され、丁目ごとに色分け表示される等視認性に優れたものでなければならず、かつ年に 1 回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件をみたすデータベース用地図データは上記業者が製作している「MAPPLE」しかなく、中間業者を介さず、直接販売（賃貸）されているものである。以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6573）

5

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 2500 分 1 精度地図データ 借入

2 契約の相手方

株式会社ゼンリン

3 随意契約理由

本案件は市民からの 119 番通報を受けて、迅速に災害発生地点を特定するために消防情報システムで使用する地図データを借り入れるものである。

そのための要件として、詳細住所（号、番地）や地下街の詳細情報及び居住者名、店舗名が表記されていないならば、年に 1 回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「Zmap-TOWN II」しかなく、中間業者を介さず直接販売（賃貸）されているものである。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6573）

6

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車分解整備（1）

2 契約の相手方

㈱モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的としてはしご自動車の安全基準に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は㈱モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記㈱モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は㈱モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）

7

随意契約理由書

- 1 案件名称
水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場）6月～8月 概算買入
- 2 契約の相手方
岡畑産業（株）
- 3 随意契約理由
浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っている。
そのうち、柴島浄水場で使用する平成30年度上半期の水道用液体かせいソーダにおいては、平成30年3月1日に一般競争入札を執行したが不調となった。不調となったことで、4・5月の2か月分の当該薬品の契約については比較見積により最安値の業者と随意契約を締結したが、残る6～9月の4か月分については、各業者が入札を辞退したことで不調となった。
当該薬品は浄水処理過程に必要不可欠なものであり、安定した給水を維持するためには、一日も欠かすことができないことから、早急に調達を行う必要がある。
よって直ちに入札手続きをするとともに、入札事務処理に必要な期間である6月～8月の3か月分については緊急的に随意契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 5 担当部署
水道局工務部柴島浄水場
電話番号 06-6815-2373

8

随意契約理由書

- 1 案件名称
水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場 ほか1か所）6月～8月 概算買入
- 2 契約の相手方
網干産業(株)
- 3 随意契約理由
浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っている。
そのうち、庭窪浄水場および豊野浄水場で使用する平成30年度上半期の水道用液体かせいソーダにおいては、平成30年3月1日に一般競争入札を執行したが不調となった。不調となったことで、4・5月の2か月分の当該薬品の契約については比較見積により最安値の業者と随意契約を締結したが、残る6～9月の4か月分については、各業者が入札を辞退したことで不調となった。
当該薬品は浄水処理過程に必要不可欠なものであり、安定した給水を維持するためには、一日も欠かすことができないことから、早急に調達を行う必要がある。
よって直ちに入札手続きをするとともに、入札事務処理に必要な期間である6月～8月の3か月分については緊急的に随意契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 5 担当部署
水道局工務部豊野浄水場
電話番号 072-823-2321